

報告第 7 号

臨時代理した事件(名張市奨学金選考委員会の委嘱・任命及び解嘱・解任)の承認について

名張市奨学金選考委員会規程（昭和41年教育委員会規程第23号）第3条の規定に基づく名張市奨学金選考委員会委員の委嘱、任命及び解嘱、解任については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 9 日報告

名張市教育委員会
教育長 西山嘉一

令和4年度 名張市奨学金選考委員名簿

規 程 第 3 条		期 間	氏名	役 職	任命日	委嘱・任命	氏 名	役 職	理 由	解 職 日
1	市内の高等学校の校長 (または交代まで)	在職期間	赤塚 久生	名張青峰高等学校長	令和4年4月1日	○	中山 隆之	名張高等学校長	退任のため	令和4年3月31日
2	市内の中学校の校長	在職期間	山崎 博史	北中学校長	令和4年4月1日	○	西山 尚吾	桔梗が丘中学校長	委員交代のため	令和4年3月31日
3	副市長	"	-	副市長	-		森上 浩伸	副市長	退任のため	令和4年3月31日
4	教育長	"	西山 嘉一	教育長	令和2年4月1日					
5	学識経験者	令和2年4月1日～ 令和5年3月31日	梶原 久代	元名張高等学校長	令和2年4月1日					
-	教育委員会の委員						辻 愛	教育委員	規則改正により	令和4年3月31日

1～4号委員の任期(職に在任する期間)

5号委員の任期(任期3年)再選あり

○名張市奨学金選考委員会規程

昭和41年4月19日教育委員会規程第23号

(趣旨)

第1条 この規程は、名張市奨学金条例（平成23年条例第4号）第14条第2項の規定により名張市奨学金選考委員会（以下「選考委員会」という。）について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 選考委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 名張市奨学金の支給又は貸付を受ける者の選考に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(定数、選任)

第3条 選考委員会の委員の定数は5名とし、次の各号の区分により教育委員会が選任する。

- (1) 名張市に設置の高等学校又は高等専門学校の校長
- (2) 市立中学校の校長
- (3) 副市長
- (4) 教育長
- (5) 教育又は社会経済に関する学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第5号の規定による委員にあっては3年とし、その他の委員にあっては、当該職にある期間とする。

(委員長)

第5条 選考委員会に委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、選考委員会を代表する。

(会議)

第6条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が行う。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 選考委員会に関する庶務は、教育委員会教育総務室で行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、昭和41年4月1日から適用する。